

# 山梨県公報

第千四百十八号

平成十五年

九月二十五日

木曜日

## 目次

|                                  |     |
|----------------------------------|-----|
| 結核予防法に基づく医療機関の指定                 | 六〇一 |
| 予防接種の業務の承諾を撤回した医師                | 六〇一 |
| 予防接種の業務を行う医師                     | 六〇一 |
| 保安林の指定の解除の予定(二件)                 | 六〇一 |
| 道路の区域変更(三件)                      | 六〇二 |
| 訓令                               |     |
| 山梨県麻薬取締員証規程                      | 六〇三 |
| 公告                               |     |
| 開発行為に関する工事の完了について(二件)            | 六〇五 |
| 換地処分の実施(三件)                      | 六〇五 |
| 教育委員会                            |     |
| 山梨県立高等学校通学区等に関する規則施行細則の一部を改正する告示 | 六〇五 |
| 公安委員会                            |     |
| 山梨県公安委員会運営規則の一部を改正する規則           | 六〇五 |
| 遊技機の型式の検定                        | 六〇六 |

## 告示

### 山梨県告示第四百六十一号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、医療を担当させる機関を次のとおり指定した。  
平成十五年九月二十五日

山梨県知事 山本 栄彦

| 名称       | 所在地                                |
|----------|------------------------------------|
| みさき薬局 菲崎 | 山梨県知事 山本 栄彦<br>菲崎市藤井町南下条水無二百三十六番地一 |

### 山梨県告示第四百六十二号

山梨県内の各市町村長が予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)第三条第一項の規定により行う麻しんの予防接種に協力する旨の次の表に掲げる医師の承諾が撤回された。  
平成十五年九月二十五日

山梨県知事 山本 栄彦

| 医師の氏名 | 予防接種を行う主たる場所              |
|-------|---------------------------|
| 山田 俊彦 | 南巨摩郡鵜沢町三百四十番地一号 社会保険鵜沢病院  |
| 古市 嘉行 | 南巨摩郡鵜沢町三百四十番地一号 社会保険鵜沢病院  |
| 小林 利晴 | 富士吉田市下吉田六百九十三番地 小林外科医院    |
| 小林 理香 | 富士吉田市上吉田六千五百三十番地 富士吉田市立病院 |

### 山梨県告示第四百六十三号

山梨県内の各市町村長が予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)第三条第一項の規定により行う麻しんの予防接種については、次の表に掲げる医師が同表に掲げる場所等で当該業務を行う旨承諾した。  
平成十五年九月二十五日

山梨県知事 山本 栄彦

| 医師の氏名 | 予防接種を行う主たる場所                   |
|-------|--------------------------------|
| 本名 浩子 | 南巨摩郡鵜沢町三百四十番地一号 社会保険鵜沢病院       |
| 長沼 葉子 | 東八代郡石和町市部八百九番地一号 医療法人康麗会山梨峡東病院 |

### 山梨県告示第四百六十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。  
平成十五年九月二十五日

山梨県知事 山本 栄彦

- 解除に係る保安林の所在場所  
都留市鹿留字はあす一九四九の八
- 保安林として指定された目的

- 一 土砂の流出の防備
- 二 解除の理由
- 三 道路用地とするため

**山梨県告示第四百六十五号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成十五年九月二十五日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 解除に係る保安林の所在場所  
南アルプス市芦安芦倉字野呂川入一六八五（次の図に示す部分に限る。）
  - 二 保安林として指定された目的  
水源のかん養
  - 三 解除の理由  
指定理由の消滅
- （「次の図」は、省略し、その図面を山梨県庁及び南アルプス市役所に備え置いて縦覧に供す。）

**山梨県告示第四百六十六号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡中地域振興局建設部において、この告示の日から平成十五年十月十六日まで一般の縦覧に供する。

平成十五年九月二十五日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 一軒茶屋刑沢線
- 三 道路の区域

| 区 間  | 旧新の別       |            | 敷地の幅員<br>(メートル) | 延長<br>(メートル) |
|--|------------|------------|-----------------|--------------|
|  | 旧          | 新          |                 |              |
| 南アルプス市大字西南湖字内乗七九二番地<br>先から<br>南アルプス市大字西南湖字内乗八〇八番地<br>先まで | 九・九<br>〇・五 | 九・九<br>二・二 | 一一五・〇           | 一一五・〇        |

**山梨県告示第四百六十七号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡北地域振興局建設部において、この告示の日から平成十五年十月十六日まで一般の縦覧に供する。

平成十五年九月二十五日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 小荒間長坂停車場線
- 三 道路の区域

| 区 間  | 旧新の別       |            | 敷地の幅員<br>(メートル) | 延長<br>(メートル) |
|--|------------|------------|-----------------|--------------|
|  | 旧          | 新          |                 |              |
| 北巨摩郡長坂町大字長坂上条字牛池二三<br>三番の六四地先から<br>北巨摩郡長坂町大字長坂上条字牛池二三<br>三番の六二地先まで | 五・六<br>二・八 | 五・六<br>二・八 | 二一七・〇           | 二一七・〇        |

**山梨県告示第四百六十八号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡北地域振興局建設部において、この告示の日から平成十五年十月十六日まで一般の縦覧に供する。

平成十五年九月二十五日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 横手日野春停車場線
- 三 道路の区域

| 区 間   | 旧新の別            |                 | 敷地の幅員<br>(メートル) | 延長<br>(メートル) |
|---|-----------------|-----------------|-----------------|--------------|
|   | 旧               | 新               |                 |              |
| 北巨摩郡武川村大字牧原字巾下一七三五番<br>の一地先から<br>北巨摩郡長坂町大字日野字日野原二〇九四<br>番の四地先まで | 五・六<br>一・三<br>〇 | 九・二<br>三・七<br>〇 | 一九五・〇           | 二〇七・〇        |

# 訓令

## 山梨県訓令甲第十四号

福祉保健部

山梨県麻薬取締員証規程を次のように定める。

平成十五年九月二十五日

山梨県知事 山本 栄彦

### 山梨県麻薬取締員証規程

山梨県麻薬司法警察手帳規程(昭和二十九年山梨県訓令甲第七号)の全部を改正する。

(目的)

第一条 この訓令は、麻薬取締員に貸与する麻薬取締員証に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第二条 この訓令において「麻薬取締員証」とは、本体、身分証及び記章をいう。

(麻薬取締員証)

第三条 麻薬取締員証の制式は、別記様式のとおりとする。

(身分証及び記章の提示)

第四条 麻薬取締員は、職務の執行に当たり、司法警察員としての職務を行う者であることを示す必要があるときは、身分証及び記章を提示しなければならない。

(麻薬取締員証の携帯)

第五条 麻薬取締員は、麻薬取締員証の取扱いを慎重にし、知事が特に指定した場合は、常これを携帯しなければならない。

(届出)

第六条 麻薬取締員は、麻薬取締員証を破損し、汚損し、又は紛失したときは、直ちにその旨を知事に届け出なければならない。

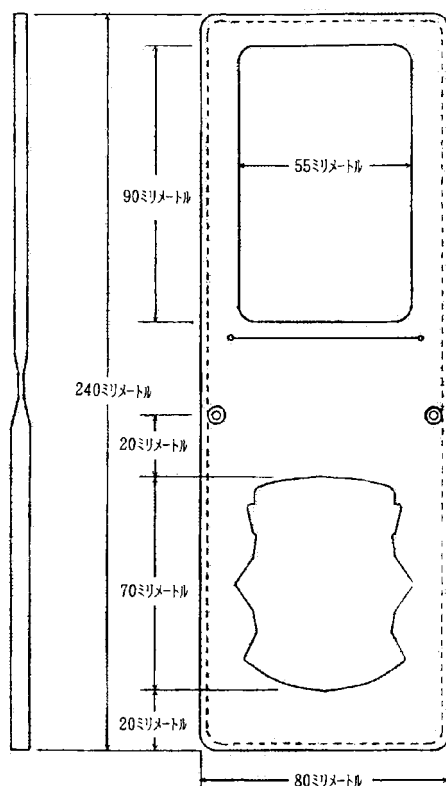
(返納)

第七条 麻薬取締員は、麻薬取締員でなくなったときは、直ちに麻薬取締員証を知事に返納しなければならない。

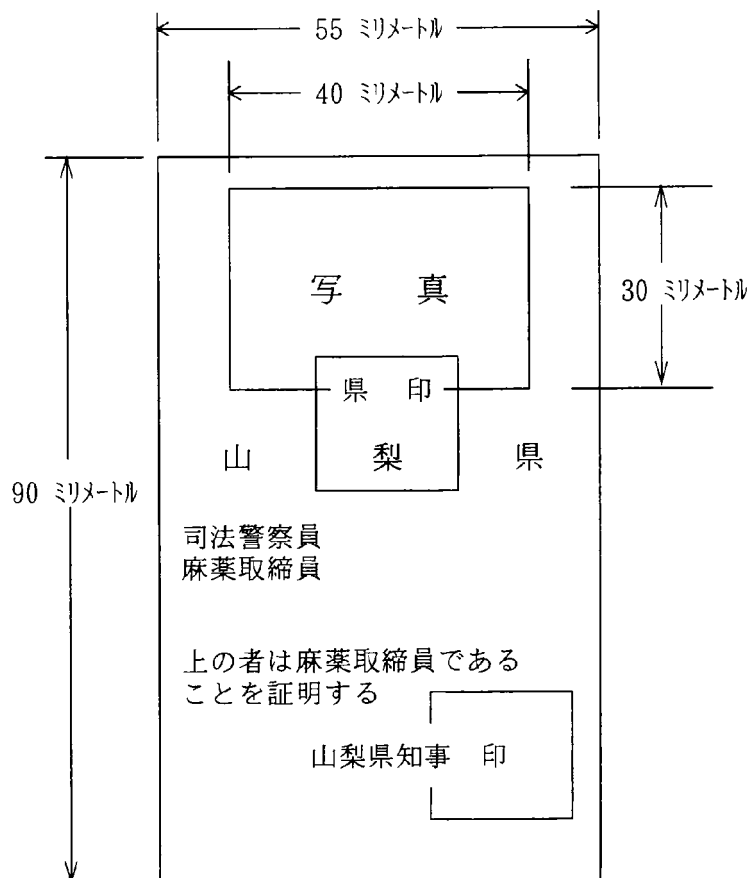
附則

この訓令は、平成十五年十月一日から施行する。

### 別記様式(第3条関係) (本体)



(身分証)



(記章)



(備考)

- 1 本体は、黒色革製二つ折りとし、ひもを付ける穴を設けること。
- 2 身分証入れは、無色透明のプラスチック製とし、身分証に表示された事項を外側から確認できるものとする。
- 3 身分証には、無帽、正面上半身像の写真をはり付け、氏名を記し、山梨県印及び知事印を押すこと。
- 4 記章は、金属製とし、「麻薬取締員」及び「NARCOTICS CONTROL OFFICER」の文字を黒色でその他の部分を金色又は銀色で表示すること。

# 公 告

● 開発行為に関する工事の完了について  
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る開発の行為に関する工事は、完了した。

平成十五年九月二十五日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称  
富士吉田市上吉田字下り山四五九六の六、四五九六の九及び四五九七の四
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
富士吉田市上吉田四千五百九十六番地 藤井怜二

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る開発の行為に関する工事は、完了した。

平成十五年九月二十五日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称  
中巨摩郡竜王町竜王新町字元免許二二二の一、二二二の五、二二三の一、二二三の五、二二五の一及び二二五の五
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
中巨摩郡竜王町竜王新町百九十六番地 小宮山千代三

● 換地処分の実施

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営担い手育成基盤整備事業（白州地区第二工区）の換地処分を平成十五年八月二十九日実施した。

平成十五年九月二十五日

山梨県知事 山 本 栄 彦

● 換地処分の実施

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営担い手育成基盤整備事業（白州地区第一二二工区）の換地処分を平成十五年八月二十九日実施した。

十九日実施した。

平成十五年九月二十五日

山梨県知事 山 本 栄 彦

● 換地処分の実施

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営担い手育成基盤整備事業（白州地区第一二二工区）の換地処分を平成十五年八月二十九日実施した。

平成十五年九月二十五日

山梨県知事 山 本 栄 彦

## 教育委員会

山梨県教育委員会告示第七号

山梨県立高等学校通学区等に関する規則施行細則の一部を改正する告示を次のように定める。

平成十五年九月二十五日

山梨県教育委員会

委員長 志 村 洸

山梨県立高等学校通学区等に関する規則施行細則の一部を改正する告示  
山梨県立高等学校通学区等に関する規則施行細則（昭和四十二年山梨県教育委員会告示第六号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中、「の結果」を、「その他選抜委員会が定める検査」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成十六年四月以降の高等学校校入学者に適用する。

## 公安委員会

山梨県公安委員会規則第九号

山梨県公安委員会運営規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十五年九月二十五日

山梨県公安委員会

委員長 吉 泉 信 一

山梨県公安委員会運営規則の一部を改正する規則

山梨県公安委員会運営規則（昭和二十九年山梨県公安委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「必要」を「必要」に改める。  
 第二条第一項中「会議」を「その委員をもつて組織する会議（以下「会議」という。）」に改め、同条第四項中「必要」を「必要」に改め、同条第五項中「とつた」を「執つた」に改める。

第三条中「委員会の」を削る。

第四条第一項中「委員会」を「会議」に改める。

第五条中「委員会の」を削る。

第六条中「委員会」を「会議」に改める。

第八条第一項中「委員会の」を削る。

第十一条を第十二条とし、第十条を第十一条とし、第九条を第十条とし、第八条の次に次の一条を加える。

（権限行使の特例）

第九条 緊急の場合において、会議を招集することができないとき又は招集してもこれを開くことができないときは、委員長又は委員は、第二条第一項の規定にかかわらず委員会の権限を行うことができる。

2 前項の規定により委員会の権限を行った委員長又は委員は、その執つた措置について、次の会議に報告しなければならない。

附 則

この規則は、平成十五年十月一日から施行する。

● 遊技機の型式の検定

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十一号）第二十条第四項の規定に基づき申請のあつた遊技機について検定を行った結果、次の遊技機を遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第六条に規定する技術上の規格に適合すると認められたので、同規則第九条第一項の規定により公示する。

なお、検定の有効期間は、平成十八年九月二十四日までとする。

平成十五年九月二十五日  
 山梨県公安委員会  
 委員長 吉 泉 信 一

型 式 の 概 要

| 申請者氏名又は名称及び住所                                   | 遊技機の種類及び区分                                  | 型式名              | 製業者又は輸入者名  | 検定番号   |
|---|---|------------------|------------|--------|
| 株式会社ニューギン 代表取締役<br>新井悠司<br>愛知県名古屋市中村区烏森町三丁目五六番地 | ぱちんこ遊技機<br>規則第六条第一号イ（別表第一）<br>遊技機<br>第一種特別電 | CRアラビア<br>XTRM   | 株式会社ニューギン  | 三〇〇六八七 |
| 株式会社まさむら遊機 代表取締役<br>後藤常喜<br>愛知県名古屋市中村区中砂町一四五番地  | ぱちんこ遊技機<br>規則第六条第一号イ（別表第一）<br>遊技機<br>第一種特別電 | CR二天一流<br>XX     | 株式会社まさむら遊機 | 三〇〇六四二 |
| 株式会社まさむら遊機 代表取締役<br>後藤常喜<br>愛知県名古屋市中村区中砂町一四五番地  | ぱちんこ遊技機<br>規則第六条第一号イ（別表第一）<br>遊技機<br>第一種特別電 | CR二天一流<br>V1     | 株式会社まさむら遊機 | 三〇〇六七一 |
| 株式会社まさむら遊機 代表取締役<br>後藤常喜<br>愛知県名古屋市中村区中砂町一四五番地  | ぱちんこ遊技機<br>規則第六条第一号イ（別表第一）<br>遊技機<br>第一種特別電 | CR二天一流<br>X1     | 株式会社まさむら遊機 | 三〇〇六〇九 |
| 株式会社大一商会 代表取締役<br>市原高明<br>愛知県名古屋市中村区鴨付町一丁目二二番地  | ぱちんこ遊技機<br>規則第六条第一号イ（別表第一）<br>遊技機<br>第一種特別電 | CR忍者ハットリくん<br>HT | 株式会社大一商会   | 三〇〇六八五 |
| 株式会社大一商会 代表取締役<br>市原高明<br>愛知県名古屋市中村区鴨付町一丁目二二番地  | ぱちんこ遊技機<br>規則第六条第一号イ（別表第一）<br>遊技機<br>第一種特別電 | CR忍者ハットリくん<br>FT | 株式会社大一商会   | 三〇〇六六〇 |





発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番